親愛なる全市民諸君！

私達は今まで永年の安い賃銀で会社に雇はれましたが何度かへこへこし賃銀が上りません 私達従業員の中には三十銭から三十五銭の安い賃銀で妻子をかゝへて飢餓の路頭にさ迷ふ現実も多くあります。

然るに会社はこの不景気にもかゝわらずハク大なる利益を上げて居るのであります。

親愛なる全市民諸君！

私達は私達の最後の生活を守る為め会社に向って再三再四歎願しましたが会社は横暴にも一蹴しました。私達は私達の生活を守る切実なる要求も蹂躙せられましたが私達は個人個人としてはまったく何も出来ないのであります。一歩正しい要求をなし私達は飢えを以て私達の生活を守らなければなりません。

親愛なる全市民諸君！

私達は奴隷でもなければ罪人でもありません此の無慈悲なる会社のあくなき搾取を入取ヱリンのロドレーやりかたにどうして がまんが出来ませう。もし私達が此のまゝでゐるならば餓死するより外ありません。

親愛なる全市民諸君！

私達の要求は決して不当ではありません。私達の要求は正当であります。私達は一切の罪を社と逆言を戦って死を以て此の無慈悲なる会社と戦います 私達は石にかじりついても此の要求を通さなければなりません。

親愛なる全市民諸君！

私達は此の切実なる生活の最後の生きた戦に起った私達は全市民諸君の力で上げ勝利出来ます。私達争議団の勝利の為め偉大なる声援を以て皆様のお力をお願ひいたします。

一九三一、三、六

東京製パン争議団
（中央一般労働組合東京第一支部）
新宿角筈九七六番地

別記

要求書

賣店從業員一同ニ対シ左ノ事項ヲ即時実施セラレタシ

一、要求書第一条第四項ニ準シ本社ト同等ニ湯銭ヲ支給セラレタシ
二、要求書第二条ノ退職手当制度ヲ実施セラレタシ
三、要求書第三条ノ定期昇給制度ヲ実施セラレタシ
四、要求書第七条ノ住宅手当制度ヲ実施セラレタシ
五、要求書第八条ノ作業服ヲ全部ニ支給セラレタシ
六、要求書第九条ノ寄宿舎設備ヲ完備セラレタシ
七、要求書第十一条ノ期末手当制度ヲ実施セラレタシ
八、賞与ハ社員同等ニ支給セラレタシ

一九三一年二月七日

東京製パン株式会社賣店從業員大会

別記

歎願書

一、最低賃銀ヲ制定セラレタシ
イ、普通工　一日五十銭（従来ハ三十五銭位）
ロ、見習工　一日二十銭（仝　）